

白石町光ファイバ整備事業における事業者選定 実施要項

1. 趣旨

本要項は、白石町光ファイバ整備事業の事業者を公募し、プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業概要

(1) 名称

白石町光ファイバ整備事業

(2) 目的

本事業では、光ファイバによる超高速通信基盤が整備されていない白石町福富地域において、国の「高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備助成事業）」（以下「国事業」という。）を活用して高速かつ大容量無線局の前提となる光ファイバ等の伝送路設備等を整備しようとする事業者を公募により選定し、その整備の費用に対する補助金を交付することにより、町内における光ファイバによるインターネット環境の未整備地区を解消し、もって地域における情報格差を是正することを目的とする。

なお、本事業にあたっては、当町のトータルコスト削減や今後の技術革新にも容易に対応できるため、豊富な経験やノウハウを有する民間事業者を活用する「民設民営方式」を採用する。

※「民設民営方式」

民間通信事業者がインフラを整備・所有し、民間通信事業者が運営・サービス提供を行う方式。

整備後の運営費、サービス提供に係る費用は民間通信事業者の負担になる。

(3) 事業実施場所

白石町福富地域（別紙1「事業実施場所概略図」参照。）

(4) 事業内容

① 光ファイバによる伝送路設備等の整備

事業実施場所において、高速かつ大容量無線局の前提となる伝送路設備等を整備する。

② ①を行うために必要な業務

①の整備のために行う工事に附帯する設計業務及び監理業務、調査業務の他、必要な用地及び道路の整備に関する業務を行う。

③ 白石町光ファイバ整備事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定められた交付申請や業務完了報告及び補助金請求その他を行うために必要

な業務

- ④ 国事業の交付申請、業務完了報告及び補助金請求その他を行うために必要な業務
- ⑤ 事業の計画、設計・施工及び成果に係る実績報告書の作成
- ⑥ 上記のほか、事業全体の目的を達成するために必要な業務

(5) 事業の実施期間

白石町光ファイバ整備事業費補助金の交付決定日から令和3年3月31日まで。

3. 補助金交付希望額

補助金交付希望額の上限は、令和2年度白石町一般会計補正予算（第5号）に計上した白石町光ファイバ整備事業費補助金「1億5,000万円」とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル。

5. スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公示日	令和2年8月3日(月)
参加申込書等提出期限	令和2年8月3日(月)～令和2年8月11日(火) (土日祝日を除く)
質問提出期限	令和2年8月17日(月)
質問書に対する回答	令和2年8月19日(水)
提出書類の受付期間	令和2年8月3日(月)～令和2年8月21日(金) (土日祝日を除く)
提案書プレゼンテーション審査、ヒアリング等	令和2年8月25日(火)
審査結果通知の送付	令和2年8月下旬～令和2年9月上旬

6. 参加資格

- ① 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に定める電気通信事業者であること。
- ② 安定的かつ継続的なインターネットサービスが提供できる、高速・大容量無線通信局等に対応しうる光ファイバ網の整備が可能であること。

- ③ 佐賀県内において、現に光ファイバを利用したブロードバンドサービスを提供している者であること。
- ④ 本事業の実施にあたり、国事業を活用する事業者であること。
- ⑤ 本事業において別紙2「要求水準書」を満たす事業者であること。
- ⑥ 本プロポーザルの提案書等の提出期限時点で、白石町入札参加資格を有する者であること。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第2項各号のいずれかに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。
- ⑧ 白石町から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）、県税及び市町税等を完納していること。
- ⑩ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑪ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑫ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

7. 説明会

実施しない。

8. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第1号）を電子メールに添付して、「16. 問い合わせ先」宛てに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。なお、電子メールの件名に「【会社名】白石町光ファイバ整備事業に係る質問書」と記載すること。

(2) 期限

令和2年8月17日(月)15時00分まで（必着）

(3) 回答方法

令和2年8月19日(水)までに、質問書（様式第1号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて町ホームページに掲載する。

(4) 質問に対する回答の取扱いについて

質問に対する回答の内容は、本要項の追加又は修正とみなす。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加を希望する者は、実施要項及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

① 参加申込書等の提出書類

ア 参加申込書（様式第 2 号）	1 部
イ 参加資格調書（様式第 3 号）	1 部
ウ 業務実績調書（様式第 4 号）	1 部
エ 委任状（様式第 5 号）	1 部

② 提案書等の提出書類

ア 企画提案書（「企画提案書の規格にて作成」）正本 1 部 副本 8 部

※企画提案書の規格

- ・ 企画提案書の様式は特に定めがないが、A 4 用紙・文字のサイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、スケジュールや図表等で一部 A 3 用紙を A 4 サイズに折り込んで使用しても良い。
- ・ 「10. 審査方法」の「評価項目」の①～⑤について、企画提案書内に必ず記載し、説明すること。
- ・ 目次等を含め全部で概ね 10 枚（両面 20 ページ）以内とする。
- ・ 記述内容はできる限り平易な用語を用い、専門用語のみの記載を避けること。（専門用語や略語等を使用する場合は、説明書きを付ける事）

イ 見積金額（様式第 6 号） 1 部

ウ 総事業費に関する調書（様式第 7 号） 1 部

なお、紙媒体のほか、電子データ（企画提案書のみ）を格納した DVD-R を 1 枚提出すること。

(2) 提出期限

① 参加申込書等の提出期限

令和 2 年 8 月 11 日（火）15 時 00 分まで（必着）

② 提案書等の提出期限

令和 2 年 8 月 21 日（金）15 時 00 分まで（必着）

(3) 提出方法

① 参加申込書等

電話にて「16. 問い合わせ先」に記載する担当窓口へ連絡し、持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

郵便事故等については、町はその責めを負わない。

② 提案書等

電話にて「16. 問い合わせ先」に記載する担当窓口へ連絡し、手渡しにて提出すること。手渡しに際し、会社名、所属、氏名等が分かるものを持参すること。

「見積金額（様式第6号）」と「総事業費に関する調書（様式第7号）」については、封筒に入れ、封筒の表面に以下の事項を記入すること。

- ・宛先「白石町長 田島 健一 宛」
- ・内容「白石町光ファイバ整備事業における事業者選定企画提案書等」
- ・商号又は名称
- ・代表者職氏名
- ・「見積金額（様式第6号）等」在中

また、封緘（封の糊付け）、封筒の継ぎ目に押印し、提出すること。

(4) 提出先

「16. 問い合わせ先」に記載する担当窓口。

10. 審査方法

評価項目とその配点は、下表のとおりとする。

※8月25日(火)に行う「提案書プレゼンテーション、ヒアリング等」の詳細については、参加申込書等の提出事業者に別途お知らせする。

評価項目	評価内容	配点
① 会社概要・事業実績	会社紹介、光ファイバ整備によるサービス提供実績 など	10点
② 提案コンセプト	本事業の整備の基本的な考え方、整備方針、事業実施体制 など	20点
③ サービス概要	整備する光ファイバを利用したブロードバンドサービス概要（通信速度、初期費用、月額費用、オプション など）	20点
④ 利用者サポート・保守体制・災害対応	利用者へのアフタフォロー・サポート、設備の保守体制、災害復旧対策 など	30点
⑤ その他	整備する光ファイバの利活用への取り組み、加入率の向上施策、町への有益な追加提案 など	30点
⑥ 価格・コスト	補助金交付希望額 ※(交付希望額の平均額÷交付希望額)×20点	40点
合 計		150点

・提案書等については、本プロポーザルの選定委員会の評価者が審査する。

1 1. 事業者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を本事業の事業者として選定する。
なお、参加者が1者でも審査を行い、必要な条件を満たしていれば採用する。
ただし、適切な提案がない場合には、事業者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を本事業の事業者として選定する。総合点が同点、見積書の金額も同額の場合は、「④利用者サポート・保守体制・災害対応」における点数が上位者を選定する。なお、その項目も同点の場合は、くじ引きにより事業者を選定する。

1 2. 審査結果

(1) 通知方法

全ての応募者に文書にて通知する。

(2) 通知時期

令和2年8月下旬から令和2年9月上旬【予定】

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1 4. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、直ちに書面（様式は任意）によりその旨を「1 6. 問い合わせ先」に通知すること。

(2) 提出書類

- ア 提案書の提出は、1者につき1案とする。
- イ 提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。
- ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- エ 本提案に係る書類作成及び提出に要する費用など、必要な経費は全て企画提

案者の負担とする。

(3) やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできない。

(4) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本町が事業者に選定した者が作成した企画提案書については、町が必要と認める場合には、町は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 異議申立

企画提案者は、本プロポーザル方式の実施後、審査の結果及びその内容に関しての問い合わせや、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。また、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 5. 問い合わせ先

〒849-1192 佐賀県杵島郡白石町大字福田1 2 4 7 番地1

白石町役場 総務課 広報情報係（担当：永石）

電話：0952-84-7111 FAX：0952-84-6611

メール：jouhou@town.shiroishi.lg.jp